日行連発第１１５７号
令和７年１２月１０日

各単位会長　様

日本行政書士会連合会
会長　宮本　重則
国際・企業経営業務部
部長　櫻田　直己

在留資格「留学」から就労資格への在留資格変更許可申請を
行う場合の留意点等の追加について（周知）

標記の件につきましては、令和７年１１月２８日付・日行連発第１１００号『在留資格「留学」から就労資格への在留資格変更許可申請を行う場合の留意点等について（周知）』にて、お知らせしたところですが、今般、出入国在留管理庁から、在留資格「留学」から就労資格への在留資格変更許可申請を行う場合の留意点等に関して以下の内容を追記したとのご連絡がありました。

併せて、東京出入国在留管理局からの「留学」「特定活動（継続就職活動）」等の在留資格から就労資格への在留資格変更許可申請に関するご案内がありましたのでお知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知につきご協力くださいますようお願いいたします。

【参考URL】
～在留資格「留学」から就労資格への変更申請を予定されている皆様へ～
https://www.moj.go.jp/isa/10_00240.html
＜追記事項＞
（申請時の留意点）
「留学」の在留期限が「１月３１日以前」であり、同日以降も「留学」の活動を行う場合には、「留学」の在留期間更新許可申請を行う必要があるため、上記期間に在留資格変更許可申請を行わないようお願いします。

ただし、申請先の各地方出入国在留管理局から申請時期に関する案内がある場合には、そちらに従ってください。

【添付】
○「留学」「特定活動（継続就職活動）」等の在留資格から就労資格への在留資格変更許可申請を予定している皆様へ（チラシ）